

敷田年治『古事記標注』の翻刻と研究（五）

井上 隼人
小野 諒巳

凡例

- 一、敷田年治『古事記標注』は、森吉兵衛出版（明治十一年六月刊、裏表紙見返しに文榮堂前川善兵衛の書肆名あり）七冊（古事記学センター蔵）を底本とした。
- 一、翻刻に際して、底本の漢字は内容理解を妨げないために、主として通行の字体を用い、旧字と新字の混在する場合は新字に統一するなど、なるべく平易に活字化するように努めた。
- 一、翻刻に際して、底本の状態によって判読不能な文字は別本を確認し、その上で判読不能と断じた場合は■によって示した。誤植とみられる表記については、「」で括り、上段にその旨を示した。
- 一、翻刻に際して、底本の小書双行注は「」で括り、大字で示した。
- 一、底本では注釈の区切りを示す○印がすべて追込みにしてあるが、読みやすさを考慮して○印ごとに改行した。
- 一、翻刻本文は二段組みで示し、下段に『古事記標注』の本文、上段に本居宣長『古事記伝』の説を抄出して掲げた。『古事記伝』は大野晋編『本居宣長全集』第九巻／第十二巻（筑摩書房、昭和四十三年七月／昭和四十九年三月）

を用いた。

一、『古事記標注』の本文と訓読は『古事記伝』と校合を行い、『古事記伝』に異同がある場合は上段にその旨を記した。
校異は片仮名を付して示し、異訓は算用数字を用いて示した。

一、『古事記伝』の注釈は、『古事記標注』と異なる見解が示されている箇所を抄出した。

一、『古事記標注』の本文翻刻は小野諒巳が行い、『古事記伝』との比較検討は井上隼人が行った。

古事記標注中卷之上(垂仁天皇) 二

1 ミミコイ (是御子コノミコの下に伊イてふ助ヤスマ
辭コトバを讀ヨミ添ソフべし) 2 ココニ (今字は、
尔コトバを誤れるなるべし)

故率カレキテ二遊アソベルソノミコラ其御子コノミコ一之状者サマハ、在ナル於尾張之相津ヲハリノアヒヅ、二俣楹フタマタスギラ、作ツクリ二俣小舟フタマタヨブネニ一
而テ持上モチノホリ來キ以テ、浮ウカベテ二倭之ヤマトノ、市師池イチシノイケ、輕池カルノイケニ一、率キテ二遊アソビキソノミコラ其御子コノミコ一、然シカルニ
是コノ御子ミコ、八拳鬚ヤツカヒゲ、至イタルマデ二于心前ムチサキニ一、眞事登波受マゴトトハズ、〔此三字以音〕故カレ今イマ
聞キカシテ二高往タカユク、鵠之音タヅガネヲ、始ハジメテシタマヒキ爲マゴトヒ二阿藝登比アギトヒ一〔自阿下四字以音〕

○相津詳ならず

○二俣小舟は、字の如し、木の二俣なるを、鑿りて造りしなるべし

○市師池ハ、大和国、十市郡の地名

○輕池、高市郡の地名

○八拳鬚は、須佐之男命件に見ゆ

○眞事、紀に言又語を、よめり、眞語也マゴト

○高往ハ、空飛ソラトビ事にて、鵠の枕詞也、仁徳ノ段に、多迦由久夜、波夜夫佐和氣、とあり

○鵠之音、紀に鵠ク、ヒとよミ、諸字書も然り、字鏡集、難字記等には、ツルと注せり、おなじ品ながら、万葉三に、八十之湊爾ヤソノミナトニ、鵠佐波二鳴ナクとあるハ、

鵠コビとよミても、鵠ツルとよミても、妨ケなけれど、吾古字書に、ツルと注シせるに依リて、姑ク記傳の訓に従ふ

○阿藝登比、紀に得言を、よめるは、此記の訓を、取れるなるべし、神武紀に、魚皆浮出、隨アキトフ水唼喁、仲哀紀に、魚至アキトフ于六月一、常傾浮如アキトフ醉、蜻蛉日記に手をかき面をふり、そこらの人の、あきとふ、やうにすれば云々、記傳に、吾君問アキトフと説イハれど、當アタらず、己も未タおもひえず

- イ高志國（今は眞福寺本延佳本に依り）
- 1 ヒムカシ
 - 2 アフミノクニ（チカツの施訓なし）
 - 3 コシノクニ

○山邊ヤマノベ、此コは姓には非ず、【故に下に之字を加へたり、】地名にて、大和國山邊郡なり、（後略）

爾カレツカハシテ遣ヤマノベニ山邊之大鵠オホタカラ一、〔此者人名〕令シメキ取トラニ其鳥ソノトリヲ一、故是人カレコノヒト、追オヒ尋タツネテソノ其タツラ鵠ヨリ一、自キノクニ木國イタリ一、到ハリマノクニ針間國マタオヒテコエ一、亦追越イナバノクニ稻羽國スナハチイタリ一、即タニハノクニ到タ旦波國チマノクニ、多チマノクニ遲麻國オヒ一、追メグリテヒムガシノカタニ廻イタリ東方イタリ一、到チカツアフミノクニ近淡海國スナハチコエ一、乃越ミ三野國ヨリ一、自ヲハリノクニ尾張國ツタヒテ一、追オヒ追シナスノクニ追ツヒニオヒ科野國イタリ一、遂追イタリ到タチマノクニ但馬國テ一、而於ニ和那美之水ワナミノミナ門ト一、張ハリ網アミヲ、取トリ其鳥ソノトリヲ一、而持モチ上ノボリ獻タテマツリキ、故號カレナラ其水門ソノミナトノ一、謂イフ和那美之水門ワナミノミナトノ一也

○山邊、記傳に、大和国の、郡名也と云へり

○大鵠、字鏡集に、鵠ノセ、と注し、和名抄に、鵠鵠をよミ、鵠タカ屬と注せり、此人は、鵠を追捕しゆゑ、其業、鷹に似たりとて、後に字ナツケたる名なる

○「和那美之水門」について）高志コシの内に、何國何郡レノにあるにか、他ホカに物に見えたることなし、（略）

べし、紀に、天湯河板拳アメユカハタナ、とあるぞ、實名なるべき、古注に、人名とあるは、鳥也と思ヒ誤らむ人の、ために示サトせる也

○但馬国、記傳に、延佳本又一本に、高志国、と作るに依アりて、改メたれど、其は信濃よりハ、越中越後ハ、隣国なるゆゑ、国次便リあり、と思ひての、私意ならむ、且ツ但馬ハ上にも、見えたれば、再飛行マタべくもあらじ、若シ飛行カむにハ、其ト覓行国の名も、記スべかりしを、其レ聞エざれば、必リ誤りにこそ、と思ひて、其隣国にて獲し状に、作リ改しなるべし、年治云、空飛フ鳥の行方は、遠近を定むべき、ものにあらず、其ノ覓行ク国どもを、記さざるは、前サキにあれば、略ハツける古文の格也、紀にも、詣リ出雲一而捕獲、或ハ曰レ得ニ于但馬一と傳ヘたる或曰とハ、此記の古本によりて記せりと見ゆ、然ルに但馬ハ、此記にハ、多遅麻、と書る例也と云ハむか、是ハ例に違ヘる例なる事、此記の常にて、倭ヤマトをさへ、和ヤマトと書たる処あり、其ハ姑クおきて、高志とハ、越前、加賀、能登、越中、越後を、惣スへたる名也、件コト国等ドモに、和那美てふ、地名、古も今もある事を聞かず、是疑ひを解クの、一證なるをや

○和那美之水門、式に、但馬国、養父郡和奈美神社、とあり、絹網ワナミを張リて、鳥を捕し地なり

イ「物言如思、爾而勿言事」対応部分について）於思物言而如思爾勿言事（此處諸本いさゝかづゝの異ありて、同じからず、（略）今は彼此を合せ擇て、宜しとおぼしきに依れり、）
 1「物言如思、爾而勿言事」対応部分について）モノイハムトオモホシテオモホスガゴトイヒタマフコトナカリキ 2アガ 3タタリハ 4ミコヲシテ 5ヤリタマハムトスルトキニ 6「誰人」二字で）タレヲ
 7エケムトウラナフニ 8「爾」施訓なし 9マヲサシムラク 10オチヨ 11トキニ 12「字氣比」施訓なし（この字氣比三字をば、除きて讀べし、此を讀ては、語諧はず、後人の、さかしらに加へつる物なるべし、（略））
 13イキヨ 14イキヌ 15カラシ 16イカシキ

亦見^{マタミタマヘ}ニ其鳥^{ソノトリヲ}一者^バ、イ^{モノ}物言^{イフコトゴトシ}如^レ思^{オモホスガ}、爾而勿^{シカレドモナカリキ}言事^{イヒ玉フコト}、於^ニ是^{コハスメラ}天^ニ皇^ニ患^ミ賜^ミ而^レ、御^ミ寢^ネ之^{トキ}時^{トキ}、覺^{サトシ}于^ニ御^ミ夢^{イメニ}一^{タマハク}日^{ツクリ}、修^{タマハ}理^{ワガミヤヲゴト}我^{オホキミノ}宮^ニ如^レ天^{オホキミノ}皇^ニ之^{トキ}、^{ミアラカノ}御^ミ舍^{アラカノ}一^バ者^ミ、御^ミ子^コ必^{カナラズ}、真^マ事^{ゴト}登^ト波^{ハム}牟^ム、〔自^レ登^下三字以^レ音^{カクサトシ玉フコト}〕如^レ此^{カク}覺^{サトシ}時^{トキ}、布^フ斗^ト摩^マ邇^ニ邇^ニ、占^{ウラ}相^ヘ而^レ求^ム二^{イツレノカミノ}何^ニ神^ノ之^ミ心^コ一^{ソノ}、爾^ニ崇^{タリ}、出^{イツ}雲^{モノ}大^{オホ}神^{ホカミノ}之^ノ御^ミ心^ミ、故^{カレ}其^{ソノ}御^ミ子^コ、令^{シメ}拜^{ヨロガマ}二^{ソノ}其^{オホ}大^{ホカミノ}神^{ミヤヲ}宮^{ムトシ玉フ}一^{ヤラ}、將^ヲ遣^レ之^{トキニ}時^{トキ}、令^{シメ}副^{ソノ}二^ハ誰^{イツレノヒトラ}人^バ一^{エケム}者^{コ、ニアケタツノミコ}吉^{アヘリ}、爾^{カレ}曙^{オホセテ}立^{アケタツノミコニ}王^{シム}、食^{ウラニ}レ^ト、故^{カレ}科^{アケタツノミコニ}二^{シム}曙^{ウケヒ}立^{ウケヒ}王^{シム}、令^{シム}二^{ウケヒ}字^{ウケヒ}氣^{ウケヒ}比^{ウケヒ}白^{ウケヒ}一^{ウケヒ}、〔字^{ウケヒ}氣^{ウケヒ}比^{ウケヒ}三^{ウケヒ}字^{ウケヒ}以^{ウケヒ}レ^{ウケヒ}音^{ウケヒ}〕因^{ヨリテ}拜^{ヨロガムニ}二^{コノ}此^{オホカミヲ}大^{マコトアラ}神^{シルシバ}一^{スメル}、誠^{コノ}有^{サギスノ}驗^{ツチニシニキ}者^{ツチニシニキ}、住^{ツチニシニキ}二^{ツチニシニキ}是^{ツチニシニキ}鷲^{ツチニシニキ}巢^{ツチニシニキ}池^{イケノ}之^{キニ}樹^{サギヤ}一^{ウケヒ}、鷲^{ウケヒ}乎^{ウケヒ}、字^{ウケヒ}氣^{ウケヒ}比^{ウケヒ}落^{オチネ}、如^{カク}此^{クノ}詔^{リタマフ}之^{トキノ}時^{トキノ}、字^{ウケヒ}氣^{ウケヒ}比^{ウケヒ}其^{ソノ}鷲^{サギオチテ}墮^{ツチニシニキ}地^{ツチニシニキ}死^{ツチニシニキ}、又^{マタ}詔^{リタマフ}二^{マタナル}之^{アマカシノ}字^{サキ}氣^{ハヒ}比^{ヒロクマ}活^{カシラ}一^{シメ}、爾^{マタナル}者^{アマカシノ}更^{サシ}活^{サシ}、又^{マタナル}在^{アマカシノ}二^{アマカシノ}甜^{アマカシノ}白^{アマカシノ}檮^{アマカシノ}之^{アマカシノ}前^{アマカシノ}一^{アマカシノ}、葉^{ハヒ}廣^{ヒロクマ}熊^{クマ}白^{カシラ}檮^{シメ}、令^{シメ}二^{シメ}字^{ウケヒ}氣^{ウケヒ}比^{ウケヒ}枯^{カラ}一^{マタシメキ}、亦^{ウケヒ}令^{ウケヒ}二^{ウケヒ}字^{ウケヒ}氣^{ウケヒ}比^{ウケヒ}生^{イケ}一^{カレナラ}、爾^{タマヒキ}名^{ソノ}賜^{アケタツノミコニ}其^{イフ}曙^{ヤマト}立^{オユ}王^{オユ}、謂^{イフ}二^{ヤマト}倭^{オユ}者^{オユ}、師^{シキ}木^{トミ}登^{トヨ}美^{アサクラ}、豊^{トヨ}朝^{アサ}倉^{クラ}曙^{アケタツノミコト}立^{トヨ}王^{トヨ}、〔登^{トヨ}美^{アサ}二^{トヨ}字^{トヨ}以^{トヨ}レ^{トヨ}音^{トヨ}〕

○物言如思爾而勿言事を、記傳に、於思物言而如思爾、と書ける本によりて於ノ字爾字ハ、心えずと云へり

○御舍ハ、御在所也

○出雲大神ハ、式に出雲国、出雲郡杵築大社、とあり

○曙立王ハ、開化天皇の、曾孫にて、大俣王の御子也

○爾者、爾字讀がたし、此も後人の加へつるなるべし、（略）

○（倭者師木登美豊朝倉曙立王について）者字は決く誤寫なり、人名にあるべき辭にあらず、（略）若くは老の誤か、故姑く淤由と訓つ、（略）

○宇氣比ハ、書紀に、誓約又祈をよめり

○驗ハ御夢の御覺し也

○鷺巢池、式に大和国、高市郡鷺栖神社あり

○宇氣比落、の落はオチネ、と訓べし、即チ落よ、と云フにおなじ、万葉一に幣取ヌサトリムケテ向而、早還ハヤカヘリ許年コネ、古今六帖に、はる風は、花のなき間に、吹はてね咲なば思ひ、なくて見るべき

○宇氣比活の、活は、イケ、イクル、と活用ク語なり、狭衣二に、いミじき、ちか言どもを、立ていけて見む、今昔物語十に、我身ヲ棄テ、夫ノ命ヲ、生クル女人有ケリ、同十六に、可レ殺キヲバ殺シ、可レ生キヲバ生ケテ、とあり、活ノ下なる爾ノ字ハ衍リなるべし

○甜白禱之前、式に大和国、高市郡甘櫛ニ坐神社あり、此地の丘ノ岬也

○葉廣熊白禱ハ、字の如し、但シ熊は繁く、隠リかなるを云フめり

○倭者師木登美豊朝倉云々、者ノ字は記傳に、老の誤リならむ、と云ヘるに従フべし、師木も、登美も、城上郡の地名也朝倉も同郡なるべし、雄畧天皇の宮を、長谷朝倉宮、と云ヘり、長谷ハ、城上郡なり

1フタバシラヲ 2オホサカド

○さて首途に、跛盲の行遇ふを不吉とするは、跛は行くことあたはず、盲は、前途を見ることあたはざる者なれば、共に旅行に殊に忌嫌ふべければなるべし、（略）

スナハチアケタツノミコ
即 曙立王、菟上王、^{フタバシラヲ}一^{ソヘテ}二^{ツカハストキニ}王、^{ヨリハ}副^{ナラド}其御子^一遣^二時、^{ヨリハ}自^{ナラド}那良戸^一、^{アハム}遇^二跛盲^一、^{ヨリ}自^二大坂戸^一亦、^{アハム}遇^二跛盲^一、^{タマキド}唯木戸^一是、^{ワキドノヨキト}腋月之吉戸、^{ウラヘ}テ^二イデユカス^一トキニ、^{ゴトニ}毎^二到坐地^一、^{サダメキ}定^二品遅部^一也、^{カレイタリマシテ}故^二到^一於出雲、^{ツカヘ}拜^二詔大神^一、^{カヘリノボリマス}還^二上之時^一、^{ヒノカハノナカニ}肥河之中、^{ツクリテ}作^二黒櫛橋^一、^{ツカヘ}仕^二奉^一假宮^一而坐^一

○菟上王ハ、曙立王の、御弟也

○那良戸の、那良ハ、今云フ南都にて、戸ハ出入道の口なり

○跛盲字の如し、和名抄に、盲米之比、とあり、即チ目死也、是ハ發途の、不祥を忌む、古風なり

○大坂戸、和名抄に、大和国葛上郡大坂郷、式に葛下郡、大坂山口神社あり、按ニ此大阪戸は、今の穴蒸越を云フ

○木戸ハ、大和より紀伊へ、行ク口にて、迂道を通ひし也

○掖月ハ、記傳に、縣居翁の、月ハ戸の誤リ也、と云へるに従ふべし、掖戸ハ、本道ならぬを云フ

○品遅部ハ、本牟智別王の、御名を取れり、和名抄に、見えたる、郡郷等に、大和より西の、諸国に、品遅てふ名の、遺れるは、此時に置給ヒし也

○(黒櫨橋について) 黒とは、黒木クロギなるを云なるべし、故木字は無けれど、然訓つ、(略)

1 ツカハサエタル

「二」「ニ」の欠損か。

「」レ点欠か。

○岐比佐都美は、人名也、岐比佐は、地名に依れるか、都美は、山津見などの津見なり、(略)、出雲国風土記出雲郡に) 支比佐社と云あり、此人を祀れるにやあらむ、(略)

○黒櫨橋ハ、記傳に、細木を簀スに編並ヘて、架たるを簀橋、と云フと、云へるハ、よろしきを、黒ノ字に、木を含メて、クロギと、よミたるハ、快からず、年治按に、黒ハ魚の誤リにて、魚捕る簀を、巻て橋に架カケしにハ、あらじか、然らバ、魚櫨橋を作りて、と訓べし梁ヤナと云フも屋魚ヤサ也と、谷川氏云へれば、後人よく考へてよ

爾出雲国造之祖、名岐比佐都美、飭青葉山而、立其河下、

將獻大御食之時、其御子詔言、是於河下、如青葉山者、

見山非山、若坐出雲之、石碕之曾宮、葦原色許男大神、以伊都

玖之祝、大廷乎問賜也、爾所遣御伴一王等、聞欲見喜而、

御子者、坐檳榔之、長穗宮一而、貢上驛使一

○岐比佐都美ハ、人名也、出雲風土記に、支比佐ノ社あり

○青葉山、字の如し、青柴を束ねて、造りけむ

○石碕之曾宮、詳ならず

○大廷ハ、祝か家の嚴めしきを云フ

○御伴王は、曙立王、菟上王也

○（檳榔之長穗宮について）出雲の國クヌ内にはあるべけれど、何處イッ許コバカリなりけむ、詳サダカならず、（略）

- イ船 口船 八大
- 1 カキマミタマヘバ
- 2 ウレタミテ 3 ウナハラヲ

○聞歎ハ、皇子の物詔モノノタマフを也

○檳榔ハ、本草和名、醫心方等に、阿知未佐と注し、仁徳ノ段に、阿遲麻アチマ佐能志麻母美由サノシママモミユ、とあるハ、淡路嶋の、邊リの地名也、肥前風土記に、有二檳榔木蘭云々アチマサ、民部式、伊豫国別貢の中に檳榔櫛二百枚、大宰府雜物交易の中に、檳榔ノ馬蓑、六十領とあり、是四国西国に、檳榔の生し事の、見えたる也、此外檳榔ノ葉、檳榔扇、檳榔毛ノ車、など諸書に見えたるハ、盡シがたし、此木の形状は、枝なく直立して、栴シユロ欄ロに類し、黍キの如キの穂、抜出たりと、本草集解に、記せり、如此カれば、長穗宮に、係る枕詞也、本草啓蒙に、此木ハ和産ナシ、と記せり、なき物を、古書にしばし記し、其名まで、傳フべき理リなければ、上代、阿遲麻佐、と云ヒしハ、蒲葵なるべし、此木も、檳榔に似て、日向、肥前、肥後、對馬等に、自生あるよし、大和本草に云へり、猶他国にもあるべし

○長穗宮、詳ならず

コ、ニソノミコ ヒトヨミアヒマシキ ヒナガヒメニ カレウカマヒ ミタマヘソノヲトメヲ スナハチ
 爾其御子、一宿婚ニ肥長比賣、故竊ニ伺其美人一者蛇也、即
 ミカシコミテニゲタマヒキ コ、ニソノヒナガヒメ ウレヒテテラシテ ウチハラヲ ヨリ、フネオヒクレバ、マスノミ
 見畏遁逃、爾其肥長比賣、患二光三海原一、自船追來故、益見
 カシコミテ ヨリ ヤマノタワ
 畏以、自山多和一、〔此二字以レ音〕引二越御船一、逃上行也、於レ是

○(肥長比売について) 蛇なりとあるを以て思ふに、形の肥コエて長かりし故の名にもやあらむ、又ひながならば、地名などにや、出雲國神門郡に、比ヒ那神社と云(マ)はあり、(略)

○(御船について) 御船を陸地クヌガに上アゲて、挽ヒキて、山の【多和タワより】あなたへ越コすを云、(略、以下船を陸路で運んだ例を欽明紀や万葉集からあげる)。

○(大御子について) 凡て天皇の御うへには、大御某ナニと申すは、常のことながら、大御子と申せるはめづらし、

1カノ 2ウタコリヒメノミコト
「ノサゲ」「メサゲ」の誤りか、欠損か。

カヘリコトマヲサク ヨリテ ヲロガミ玉ヘルニ
覆奏言、因レ拜ニ太神一、大御子物一 詔故、參上來、
カレスメラミコトヨロコバシテ スナハチカヘシテ ウナカミノミコヲ
故天皇歡喜、即返ニ菟上王一、令レ造ニ神宮一、
メ玉ヒキ ツクラシ カミノミヤヲ

○肥長比賣ハ、地名によれる名か、考へず、肥ノ字に、音注なきは、肥ノ河の例也

○山ノ多和、記傳に、万葉に多乎里、とあるにおなじ、山の低く、たわミたる処を、云フと云へり

○御船ハ、御輿なるべし、儀式帳に、御船代とあるを、併見ルべし

○此件に美人ヲトメとあるハ、神ノ靈の顯シ美女と化ナリて、婚ヒ為給ひしなり、然を、蛇に見えたるは、深キ由ユそ有ルへき、今按に、綿津見神には坐さりしか、其由上卷の、末に注へり

○大御子ハ、天皇の御前に、白マラスなれば、大云々とあり、古文の正しきに、眼を着べし

ニ コハスメラミコト ヨリテ ソノミコニ サダメ玉ヒキ
於レ是天皇、因ニ其御子、定ニ鳥取部、鳥甘部、品遅部、大湯坐、
ワカユエラ マタマニク、ソノキサキノマヲシ玉ヒノ 「ノサゲ」 玉ヒキミチノウシノミコノムスメタチ
若湯坐、又隨ニ其一后之白一、喚ニ上美知能宇斯王之女等、比
パスヒメノミコト ツギニオトヒメノミコト ツギニ ウタゴリヒメノミコト ツギニマトヌヒメノミコト アハセテ
婆須比賣命、次弟比賣命、次歌凝比賣命、次圓野比賣命、并

- 3 フタバシラ 4 フタバシラ
- 5 ミニクカリシニヨリテ

○(鳥甘部について) 抑養^{カヒ}に此字^シを用
 るゆゑは、いかなるにか、詳^{サダカ}ならね
 ど、若^シは詩小雅^シに、以^ル祈^ル甘雨^ニとあ
 る、正義^ニに、長^ス物則^キ爲^レ甘^ト、害^ス物則^キ
 爲^レ苦^ト、と云る意^ニなどか、又^ニ飴^ヲを字書
 に、音^ニ甘餌^ト也とあれば、此字^ノの偏^ヲを
 省^ケける物か、されど古書^ニには、前^ク椅^{ハシ}
 など、字義^ニに依^ラらず、別^ニに用^ヒなら
 へるも多^クければ、此^レも其類^ニにもあら
 むか、(略)

- イ大
- 1 オナジキ 2 ミニクキニヨリテ
- 3 カヘサユル 4 キコエムハ 5 ト
- キニ 6 シナムトゾシタマヒケル
- 7 オチイリテゾウセタマヒヌル
- 8 コノスメラミコト

ヨハシララ シカルニトヤメ ヒバヌヒメノミコト オトヒメノミコト フタバシララ
 四柱^一、然^レ留^ニ比婆須比賣命^一、弟比賣命^一、³二柱^一而^テ、其弟王⁴二柱^一
 者、因^{ヨリテ}二甚⁵凶醜^一、返^{カヘシ}二送^ニ本土^一、

○鳥取部ハ、鳥を捕獲し、人の功^{ホメ}を賞^メて、其部^ヲを掌^シしめ給^フ也、諸国^ニに鳥
 取^テふ、地名^ノ多^クかるハ、鳥取部^ノ、住^シし地^トなるべし

○鳥甘部、紀^ニに鳥養^ニに作^レれり、甘^ハ飴^ノの、篇^ヲを省^ケける也

○其后^ハ、沙本毘賣命^{ナリ}

○歌凝比賣、考^{ナシ}

○圓野比賣は、上^ニに、真砥野比賣^ニ、に作^レれり

○紀^ニにハ、竹野媛、一人^ヲを返^スとあり

ニ コ、マトヌヒメ ハヂイヘラク オナジハラカラノナカニ モテ カホミニクキヲ
 於^レ是^ニ圓野比賣、慚^言、¹同兄弟之中、以^ニ姿²醜^一、被^ル、³還^ニ之事^一、⁴聞^ニ
 於^レ隣里^一、是^ニ甚^ハ慚^而、⁵到^ニ山代国^一之、相^ラ樂^一、⁵時^一、取^ニ懸樹枝^一
 テ、⁶欲^レ死^一、故^ニ號^ニ其地^一、⁷謂^ニ懸木^一、⁸今^ニ云^ニ相^ラ樂^一、又^ニ到^ニ
 弟国^一之^時、⁷墮^ニ峻淵^一而^テ死^一、故^ニ號^ニ其地^一、⁸謂^ニ墮^ニ國^一、⁹今^ニ云^ニ
 弟国^一也、又⁸天皇、以^ニ三宅^一連等^ノ之^祖、名^多遲麻毛理^一、⁹遣^ニ常世国^一、
 令^レ求^ニ登岐士玖能^一、迦玖能木實^一、(自^レ登^下八字以^レ音) 故^多遲麻毛理^一、

9 イタリテ 10 カミアガリマシヌ
 11 「叫哭」二字まとめて オラビ
 12 トイフハ 13 「是」施訓なし
 14 タチバナナリ

○峻淵、峻は浚を誤れるか、【浚は深なればなり、峻とは、山などにこそいへ、淵には云べきに非ず、峻瀾などは云れど、そは高きを云なれば別なり、若くは、おそろしき意に云るか、然らば、加志古伎と訓べし、されど、なほ物遠くおぼゆ、(略)】

遂^{ツヒニイタリ}到^{ソノクニ}二其国^{トリテ}一、採^{ソノコノミヲ}二其木實^{カゲヤカゲ}一、以^{ホコヤホコ}二縵八縵^{モチテマキツル}一、将^{アヒタニ}來^{スメラ}之間、天
 皇既^{ミコトハヤクカムアガリマシヌ}崩^{コ、ニタチマモリ}、爾多遲摩毛理^{ワケテ}、分^{カゲヨカゲ}二縵四縵^{ホコヨホコラ}一、予^{タテマツリ}四^{オホギサキニ}予^{タテマツリ}一、獻^{ニ于イ太后}、
 以^{カゲヨカゲ}二縵四縵^{ホコヨホコ}一、予^{タテマツリ}四^{オホギサキニ}予^{タテマツリ}一、獻^{ニ于イ太后}、
 哭^{オラビテ}以^{マラシテ}、白^{トコヨクニノ}二常世国之^{トキジクノ}、登岐士玖能^{カクノコノミヲ}、迦玖能木實^{モチテマキノボリテサモラフト}、持^{サ、ゲテ}參^{ソノコノミヲ}上^{サケビ}侍^{ツヒニ}一、遂
 11 叫^{サケビ}哭^{オラビシニキ}死^{ソノトキジクノ}也、其登岐士玖能^{カクノコノミヲ}、迦玖能木實^{モチテマキノボリテサモラフト}者^{コレイマノタチバナトイフモノナリ}、
 13 是^{コト}今^{イマ} 14 橘^{キハチ}者^{モノ}也

○相樂ハ、山城国の、郡名にて、和名抄に、佐加良加、と注せり、

○峻淵、記傳に峻ハ、浚の誤リ也と云へり

○弟国は、山城国の郡名にて、和名抄に、乙訓ハ、於止久迹とあり

○三宅連ハ、諸国に、屯倉^{ミヤケ}を置給ひし、地名に依れる姓也、和名抄に、武藏国橘樹郡郷名御宅^{ミヤケ}、備前国児嶋郡、郷名三家^{ミヤケ}などを取合^セて、訓義を知べし、

姓氏録に、三宅連ハ、新羅国ノ王子、天ノ日桦命之後也、とあり、天武十三年ノ紀に、三宅連、賜^レ姓曰^ニ宿祢^一

○多遲麻毛理ハ、天ノ日槍の、末なる事、應神ノ段に、見えたり、多遲摩ハ、国名但馬にて、毛理ハ名也

○常世国は、少毘古那命ノ、処^ニに注^{ヘリ}

○登岐士玖能、迦玖能木實、紀^{トキジクノカクノコノミ}に非^シ時^{トキ}香菓、に作^レれり、登岐士玖ハ、万

○（登岐士玖能迦玖能木實について）さて橘子を、然云故は、此菓は、夏よりなりて、秋を経て、冬の霜雪にもよく堪へ、又採て後も久しく堪ても腐敗れず、時ならぬころにも、何時もある物なればなり、（略）

葉にも、数多見えて、時ならず、と云フ意也、柑類は、樹におけば、常に在るものゆゑ、如此云へり、迦玖ハ思ひえず、是を香ノ字の、字音也と、思ふめるハ非也、字音は、カグと、濁ルべき例なればなり、又朝鮮語也、と云へるも非也、和名抄餅類に、結果を、加久乃阿和、と注せり、是據ありげに聞ゆ

○縵八縵、矛八矛、内膳式に、橘子四蔭、梓橘子十枚、とあり、記傳に、橘子四蔭ハ、蔭橘子にて、葉の着たる、枝ながらを云フ、梓橘子ハ、葉を採り去て、實の限り、着たる枝を云フ、此の縵八縵、矛八矛ハ、略して云へり、と説へり、此説甚めつらしくハ、聞えつれど、此なる縵八縵、矛八矛と、迦玖能木實とハ、別物に聞え、且ツ縵字は、吾古書等に、ツルまた、カツラとハ、あれど、カゲとよミたる、例なければ、縵は挿頭に為べきもの、矛は字の如か、猶よく考べし

○御陵戸の、戸は門なり

○叫哭、オラビは大聲に泣クを云フ

○橘ハ、柑類の惣名にて、種類おほかる中、爰に持歸りしハ、何れならむ、記傳にも、種々云へれど、當れりとも聞えず、今按に、是ハ今の橘也、後世蜜柑、久年柑、など数十種に分れたれど、本ハ橘の實生より、化たるものなり、然ハ梅、櫻等を見よ、今数百種に、わかれたれども、本ハ一種なりしを以て、其理を推べし、名義ハ、多遲麻毛理、てふ名に、よれるにや

- 1 イソヂミツ 2 オホギサキ
 3 イシキツクリヲ
 4 ハニシベ 5 ミサザキ

此^{コノ}天皇^{スメラミコト}、御年^{ミトシモ}壹佰^{チマ}、^一伍拾參歲^{イツチミツ}、御陵^{ミハカハアリ}在^{スガハラノ}菅原之^{ミタチヌノナカニ}、御立野^{ミタチヌノナカニ}中^一也、又^{マタ}其^{ソノ}大后^{オホキサキ}、比婆^{ヒバ}須比賣^{スヒメノミコト}命^{ノトキ}之時^{サダメ玉ヒ}、定^二石祝^一作^一、又^二定^一土師部^{ハジベラ}、此^{コノ}后^{キサキハ}者^ハ、葬^{カクシマツリキ}、^二狹木^一之^ノ、寺間^{テラマノミサ、ギニ}陵^一也

○壹佰伍拾參歲、紀に百四十歳とあり

○菅原之、御立野、紀に菅原伏見陵、とあり、諸陵式に、在^二大和国^一、添下郡^一、兆域東西二町、南北二町、陵戸二烟、守戸三烟とあり、御立野考なし、續紀六に、此天皇の御陵を、櫛見山陵、と記せり、大和志にハ、寶來寺村ノ東、に在^リとあり

○石祝作、祝ノ字ハ、記傳に、師説に棺の誤^リ也、と云^へり、字形似ては、あらねど、他に考ふべき、なればバ、姑^ク從^ヒつ、是ハ石槨^{ニテ}、天智紀に、石槨^{イシキ}とよめり、石もて、作れるゆゑイシキとも、イハキとも云^へり、万葉十六に、事^{コトナラ}之^バ有^リ者^ヲ、小泊瀬山乃^{ハツセヤマノ}、石城爾母^{イハキニモ}と有^リ、是正字にて、石槨也、是をイハキとも、イシキ、ともよみて、何れにても、聞ゆる物から、此記の例として、石^{イシ}ノ字をば、イハとのミよみて、イシとはよまず、書紀は、石^{イシ}とよみて、イハには、磬と書ける例也、然^ルに建内ノ宿祢の子に、蕪我ノ石川宿祢、とあるのミは、古本にありし儘^{ユクリナク}を、不^キ盧書^キとり、たりと見ゆ、か、れば、

○土師部は、波邇斯辨と訓べし、和名抄、國々の郷名の土師、多く波爾之とあればなり、【下に引が如し】又黄櫨は、同書に波爾之とあるを、其木の弓を、此記に波士弓と云、書紀にも訓注に波茸とある、此例を以見れば、土師をも、古より、波士とも云けむかし、（略）

此も石祝作、とよむべし、記傳にハ、此差別なくして、紀記ともに、訓を誤れるが、多かり

○土師部、土部を和名抄、和泉国大鳥郡ノ郷名に、波爾之、と注せるハ、本語也、又波之と注せるも多し、爾を省ハ例也、波爾ハ練リ土にて、其以て、人馬及、種々の物を、作る人を、土師とハ云へり、其部多かるゆゑに、土師部と云フ、此師ノ字ハ、音訓を兼たり

○狭木和名抄に、大和国添下郡、佐紀郷あり

○寺間ハ、彼地の小名也、大和志に、在常福寺村、としるせり